○国土交通省告示第千四百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤンマー株式会社マリン事業部生産部塚口工場	兵庫県尼崎市塚口本町五丁目3番1号	内燃機関（シリンダの径が200ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年12月4日から平成29年12月3日まで
〃	〃	内燃機関の空気圧縮機	〃

○国土交通省告示第千四百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
川崎重工業株式会社機械ビジネスセンター	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号	縦軸推進装置	平成24年12月4日から平成29年12月3日まで
〃	〃	プロペラ（可変ピッチプロペラに限る。）	〃

○国土交通省告示第千四百四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社馬事業所回転機システム工場	群馬県伊勢崎市八斗島町330番地の5	発電機（定格出力が交流500キロボルトアンペア直流100キロワット以下のものに限る。）	平成24年12月4日から平成29年12月3日まで
〃	〃	電動機（定格出力が200キロワット以下のものに限る。）	〃

○国土交通省告示第千四百四十六号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第1項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第1項の規定に基づき、平成二十四年六月三十日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第2749号	自動離脱装置（膨脹式救命いかだ用）	MSK－005型	文化興業株式会社	神奈川県横須賀市米が浜通2丁目4番地
第2750号	〃	MSK－008型	〃	〃

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　枝野　幸男

環境大臣長浜博行帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　枝野　幸男

内閣府特命担当大臣長浜博行帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる

（以上十二月七日）

内閣府

吉井　博明

内閣府独立行政法人評価委員会委員に任命する

（十二月七日）

（大臣官房政府広報室長）内閣府事務官　別府　充彦

大臣官房審議官に配置換する

（大臣官房審議官）武川　恵子

大臣官房政府広報室長に配置換する（以上十二月十日）

法務省

（大阪地方検察庁検事）検事　中川きた江

（京都区検察庁副検事）副検事　西村　祝

辞職を承認する（各通）（十二月十日）

外務省

（総合外交政策局安全保障政策課海上安全保障政策室長）外務事務官　瀬尾　正暉

在ユジノサハリンスク日本国総領事館総領事に昇任させる（十二月六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月十日午前九時四十一分御出門、障害者週間にちなみ、財団法人鉄道弘済会　義肢装具サポートセンター（荒川区）へ行幸啓、同十一時三十五分還幸啓になった。

御答信

天皇陛下から十一月八日カンボジア国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十六日御答信があった。

天皇陛下から九月七日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十八日御答信があった。

官庁報告

法務

刑事補償法による補償決定の公示

ムスタファ・ギュﾆｭｯｼｭに対する道路交通法違反、自動車運転過失傷害被告事件につき平成二四年二月二八日言渡しの無罪判決が確定したので、平成二四年六月二六日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

ムスタファ・ギュﾆｭｯｼｭ（一九八五年七月二日生）一九日分二三万七五〇〇円

名古屋地方裁判所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月 12 日

福島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間770円」を「１時間778円」に改める。